

○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則

(平成二十年経済産業省令第二十三号) (第二十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十一条の二第一項第一号に規定する第一種廃棄物埋設の事業について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>(第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請)</p> <p>第三条 法第五十一条の二第二項の申請書(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。)第五十一条の二第一項第一号に規定する第一種廃棄物埋設の事業について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>(第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請)</p> <p>第三条 法第五十一条の二第二項の申請書(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p>

二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ (略)

ロ 廃棄物埋設施設の一般構造

(1) 放射線の遮蔽に関する構造

(2) (5) (略)

ハ 〃 (略)

三・四 (略)

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 〃九 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更の許可の申請)

第四条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ (略)

ロ 廃棄物埋設施設の一般構造

(1) 放射線の遮へいに関する構造

(2) (5) (略)

ハ 〃 (略)

三・四 (略)

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 〃九 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(変更の許可の申請)

第四条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(機構が行う廃棄物埋設施等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の通知書等)

第九条 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書(法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2| 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、確認に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 一六 (略)

3| (略)

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物埋設施に関する設計及び工事の方法(第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し

(機構が行う廃棄物埋設施等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の通知書)

第九条 (新設)

原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、確認に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 一六 (略)

2| (略)

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物埋設施に関する設計及び工事の方法(第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し

なければならない。

一 三 (略)

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

五 (略)

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

3 (略)

なければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一 放射線による被ばくの防止

二 主要な特定廃棄物埋設施設の耐震性

三 主要な容器及び管の耐圧強度

3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更の認可の申請)

第十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(変更の認可の申請)

第十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合することを計算によって説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一 放射線による被ばくの防止

二 主要な特定廃棄物埋設施設の耐震性

三 主要な容器及び管の耐圧強度

適合していることを説明した書類
3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

第二十条 削除

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(性能の技術上の基準)

第二十条 法第五十一条の八第二項第二号の原子力規制委員会規則で定める性能の技術上の基準(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 許可申請書等及びその添付書類に記載した警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置(一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。)が、許可申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に作動すること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、許可申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。
- 三 主要な放射線管理施設の性能が、許可申請書等及びその添付書類に記載した性能を満足するものであること。
- 四 廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用中に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、許可申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

(機構が行う使用前検査)

第二十一条 法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、第十九条第一号から第三号までに掲げる事項についての検査及び同条第四号に掲げる事項について行う検査のうち次に掲げる検査について行うものとする。

一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置

(一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。以下同じ。)の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空气中の放射性物質の濃度の確認検査

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第二十二条 原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)には、第十九条各号に掲げる事項の検

(機構が行う使用前検査)

第二十一条 法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、第十九条第一号から第三号までに掲げる事項についての検査並びに同条第四号に掲げる事項について行う検査のうち前条第一号(警報装置に係るものを除く。)及び第二号から第四号までに掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(機構が行う使用前検査の通知書)

第二十二条 (新設)

査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2| 原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一〇六（略）

3|（略）

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（溶接の方法の認可）

第二十九条（略）

2・3（略）

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（機構が行う施設定期検査）

第三十六条 法第五十一条の十第三項において準用する

原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一〇六（略）

2|（略）

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（溶接の方法の認可）

第二十九条（略）

2・3（略）

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（機構が行う施設定期検査）

第三十六条 法第五十一条の十第三項において準用する

法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次に掲げる検査について行うものとする。

- 一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置の作動検査
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
- 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
- 四 廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用特に入場者が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空气中の放射性物質の濃度の確認検査
- 五 廃棄物埋設施設における火災を防止する能力その他の性能の確認検査

（機構が行う施設定期検査の通知書等）

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に關し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該

法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、第二十条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号まで並びに第四十条第二号に掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（機構が行う施設定期検査の通知書）

第三十七条 （新設）

申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2| 原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 一六 （略）

3| （略）

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

第四十条 削除

原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 一六 （略）

2| （略）

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査の技術上の基準）

第四十条 法第五十一条の十第二項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第二十条各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

二 令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設における火災を防止する能力その他の性能が、法第

(合併及び分割の認可の申請)

第四十一条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により第一種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により第一種廃棄物埋設の事業を承継する法人が現に第一種廃棄物埋設事業者でない場合にあつては、その法人の定款

五十一条の八の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

(合併の認可の申請)

第四十一条 法第五十一条の十二第一項の合併の認可(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が第一種廃棄物埋設事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計

、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 (略)

四 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により第一種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五 前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 合併後又は分割後における資金計画及び事業の収支見積り

(削る)

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更等の届出)

第四十二条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

算書

三 (略)

四 合併後存続する法人又は合併によって設立される法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

(新設)

五 合併後における資金計画及び事業の収支見積り

六 その他合併後における第一種廃棄物埋設の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(変更等の届出)

第四十二条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(廃棄物埋設施設の施設定期自主検査)

第五十七条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二・三 (略)

2・3 (略)

(防護措置)

第六十二条 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並び

(廃棄物埋設施設の施設定期自主検査)

第五十七条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が第四十条に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて検査を一年ごとに行うこと。

二・三 (略)

2・3 (略)

(防護措置)

第六十二条 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並

に当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇八（略）

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ（略）

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3)（略）

ハ・ニ（略）

びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇八（略）

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ（略）

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3)（略）

ハ・ニ（略）

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を嚴重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 十六 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを嚴重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 十六 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置し

した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ、ニ (略)

十八、二十四 (略)

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等」とあるのは「柵等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域

た鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ、ニ (略)

十八、二十四 (略)

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等」とあるのは「さく等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護

、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十八号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は

区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十八号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措

」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号から第十六号まで及び同項第十九号から第二十四号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、「当該立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第

置は」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号から第十六号まで及び同項第十九号から第二十四号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、「当該立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第

九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及び
ニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から
一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時
以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場
合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一（略）

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立
入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。
三〇五（略）

（保安規定）

第六十三条（略）

2・3（略）

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申
請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条（略）

2（略）

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一
通とする。

（廃棄物取扱主任者の選任等）

第六十六条（略）

2（略）

九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及び
ニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から
一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時
以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場
合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一（略）

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立
入制限区域をさく等の障壁によって区画すること。
三〇五（略）

（保安規定）

第六十三条（略）

2・3（略）

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申
請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条（略）

2（略）

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二
通とする。

（廃棄物取扱主任者の選任等）

第六十六条（略）

2（略）

3 法第五十一条の第二十二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（核物質防護規定）

第六十七条（略）

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第六十九条（略）

2 法第五十一条の第二十二項において準用する法第十二条の第三十二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（報告の徴収）

第九十一条（略）

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

3 法第五十一条の第二十二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（核物質防護規定）

第六十七条（略）

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第六十九条（略）

2 法第五十一条の第二十二項において準用する法第十二条の第三十二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（報告の徴収）

第九十一条（略）

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)
 第九十二条 第一種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五によるものとする。

様式第3 (第92条関係)

(表 面)

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 (略)

第51条の18 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(身分を示す証明書)
 第九十二条 第一種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第五によるものとする。

様式第3 (第92条関係)

(表 面)

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 (略)

第51条の18 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

<p>四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、<u>第43条の3の24第6項</u>、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第4（第92条関係）</p> <p>（表 面）</p> <p>（略）</p> <p>（裏 面）</p>	<p>様式第4（第92条関係）</p> <p>（表 面）</p> <p>（略）</p> <p>（裏 面）</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第12条の2（略）</p> <p>第51条の23（略）</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、<u>第43条の3の27第2項</u>、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第12条の2（略）</p> <p>第51条の23（略）</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>

様式第 5 (第92条関係)

(表 面)

番号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定
による

身分証明書
(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者)については原子力規制委員会とする。)に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要

様式第 5 (第92条関係)

(表 面)

番号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定
による

身分証明書
(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者)については原子力規制委員会とする。)に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要

な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の密接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立ち入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立ち入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立ち入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に於て、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機権の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7～10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12～19 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十七 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機密の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)、第8項による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十二 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第12項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機械の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第5項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 一億

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした
機種の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による入入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、
又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人
の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか
、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科
する。

一 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、

第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第4号（試験研究
炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第6号、第7号、第8号（試験研究
炉等設置者に係る部分を除く。））、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に
係る部分を除く。））、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。））、第11号
、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。））、第13号の3から第13号の7
まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究
炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第27号の2から第27号の4まで、第2
8号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第29号（試験研究炉等
設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用
者に係る部分を除く。）） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。））、第78条（前号に掲げる規定
に係る部分を除く。））、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。））、第78条（前号に掲げる規定
に係る部分を除く。））、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令
 (平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号) (第二十七条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 空气中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)第二条の五第二十八号イ及び第四条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物施設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第一百十二号)第三十</p>	<p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 空气中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)第二条の五第十二号及び第四条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物施設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第一百十二号)第三十五条</p>

五条第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十五条第四号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

八 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の五第二十八号イ及び第四条第七号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十条第七号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十五条第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

九 原子炉制御室 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規

第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十三条第四号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

八 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の五第十二号及び第四条第七号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十条第七号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三条第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

九 原子炉制御室 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二

加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域	原子炉設置者	<p>实用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する实用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受け者にあ</p>
-------	-------------------------------------	--------	--

制委員会規則第六号）第三十八条第一項、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十四条第一項（第四十一条、第四十一条の八及び第五十一条において準用する場合を含む。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三十七条第一項に規定する原子炉制御室をいう。

2
十
（略）

第六条 令第四条第四項第三号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域	原子炉設置者	<p>实用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する实用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受け者にあ</p>
-------	-------------------------------------	--------	--

号）第二十四条の二第一項、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十四条第一項（第四十一条及び第五十一条において準用する場合を含む。）及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百十号）第二十六条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。）に規定する原子炉制御室をいう。

2
十
（略）

第六条 令第四条第四項第三号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

再処理事業者	貯蔵事業者		廃棄事業者
使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第二号に規定する管理区域	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域	<p>つては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条各号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、それ以外の者にあつては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第一条の第二項第四号に規定する管理区域</p>	<p>規制法第五十一条の二第一項第一号の規定に基づく第一種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄</p>

再処理事業者	貯蔵事業者		廃棄事業者
使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第二号に規定する管理区域	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域	<p>つては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条各号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、それ以外の者にあつては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第一条の第二項第四号に規定する管理区域</p>	<p>規制法第五十一条の二第一項第一号の規定に基づく第一種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄</p>

2 4 (略)	使用者	
	核燃料物質の使用等に関する規則第一条 第二項第二号に規定する管理区域	物理設の事業に関する規則第二条第二項 第三号に、規制法第五十一条の二第一項 第二号の規定に基づく第二種廃棄物埋設 の許可を受けた者にあつては核燃料物質 又は核燃料物質によつて汚染された物の 第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第 一条の二第二項第八号に、規制法第五十 一条の二第一項第三号の規定に基づく廃 棄物管理の許可を受けた者にあつては核 燃料物質又は核燃料物質によつて汚染 された物の廃棄物管理の事業に関する 規則第一条第二項第三号に規定する管 理区域
2 4 (略)	使用者	
	核燃料物質の使用等に関する規則第一条 第二号に規定する管理区域	物理設の事業に関する規則第二条第二項 第三号に、規制法第五十一条の二第一項 第二号の規定に基づく第二種廃棄物埋設 の許可を受けた者にあつては核燃料物質 又は核燃料物質によつて汚染された物の 第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第 一条の二第二項第八号に、規制法第五十 一条の二第一項第三号の規定に基づく廃 棄物管理の許可を受けた者にあつては核 燃料物質又は核燃料物質によつて汚染 された物の廃棄物管理の事業に関する 規則第一条第二項第三号に規定する管 理区域

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年四月十日）
 二日原子力規制委員会規則第二号）
 （第二十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
(記録) 第三条 (略)			
<p>一 (略) イ・ロ (略)</p> <p>ハ 第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三條の三の三十三條の三第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）において、巡視の状況に限</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保存期間</p>	<p>(略)</p>
<p>三十三條の三の三十三條の三第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）において、巡視の状況に限</p>	<p>やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三條の三の三十三條の三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつて</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
(記録) 第三条 (略)			
<p>一 (略) イ・ロ (略)</p> <p>ハ 第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三條の三の三十三條の三第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）において、巡視の状況に限</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保存期間</p>	<p>(略)</p>
<p>三十三條の三の三十三條の三第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）において、巡視の状況に限</p>	<p>やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三條の三の三十三條の三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつて</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>る。)並びにその 担当者の氏名</p>	<p>ニ・ホ (略)</p>	<p>二 運転記録 (法第四 十三条の三の三十三 第二項の認可を受け た発電用原子炉に係 るものを除く。)</p>	<p>イ・ツ (略)</p>	<p>三 燃料体の記録 (イ からトまでに掲げる 事項については、法 第四十三条の三の三 十三第二項の認可を 受け、全ての核燃料 物質を廃止措置対象 施設から搬出したと きを除く。)</p>	<p>イ・ト (略)</p>	<p>チ (略)</p>	<p>(1) (略) (2) 燃焼度 (3)・(4) (略)</p>	<p>四 (略) 五 (略)</p>	<p>は毎週一回とす る。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>る。)並びにその 担当者の氏名</p>	<p>ニ・ホ (略)</p>	<p>二 運転記録 (法第四 十三条の三の三十二 第二項の認可を受け た発電用原子炉に係 るものを除く。)</p>	<p>イ・ツ (略)</p>	<p>三 燃料体の記録 (イ からトまでに掲げる 事項については、法 第四十三条の三の三 十二第二項の認可を 受け、全ての核燃料 物質を廃止措置対象 施設から搬出したと きを除く。)</p>	<p>イ・ト (略)</p>	<p>チ (略)</p>	<p>(1) (略) (2) 最高燃焼度 (3)・(4) (略)</p>	<p>四 (略) 五 (略)</p>	<p>は毎週一回とす る。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三條の三の第三十二項の認可を受けた貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録に於ては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録に於ては毎週一回とする。</p>	<p>ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三條の三の第三十二項の認可を受けた貯蔵施設（廃</p>
<p>毎日一回。ただし、法第四十三條の三の第三十二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃</p>	<p>止、法第四十三條の三の第三十二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三條の三の第三十二項の認可を受けた貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録に於ては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録に於ては毎週一回とする。</p>	<p>ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三條の三の第三十二項の認可を受けた貯蔵施設（廃</p>
<p>毎日一回。ただし、法第四十三條の三の第三十二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃</p>	<p>止、法第四十三條の三の第三十二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>九 イ (略)</p>	<p>るものを除く。) 止措置対象施設 、使用済燃料の貯 に限る。) の記 蔵施設(一号炉、 録にあつては毎 二号炉、三号炉及 日一回とし、使 び四号炉並びに法 用済燃料の貯蔵 第四十三条の三の 施設以外の施設 三十三第二項の認 (廃止措置対象 可を受け、全ての 施設に限る。)) 核燃料物質を廃止 の記録にあつて 措置対象施設から は毎週一回とす 搬出した発電用原 る。 子炉に係るものを 除く。) 、放射性 廃棄物の廃棄施設 等(一号炉、二号 炉、三号炉及び四 号炉に係るものを 除く。) の放射線 遮蔽物の側壁にお ける線量当量率</p>
<p>三の三十三第二</p>	<p>法第四十三条の (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略) (略)</p>

<p>九 イ (略)</p>	<p>るものを除く。) 止措置対象施設 、使用済燃料の貯 に限る。) の記 蔵施設(一号炉、 録にあつては毎 二号炉、三号炉及 日一回とし、使 び四号炉並びに法 用済燃料の貯蔵 第四十三条の三の 施設以外の施設 三十二第二項の認 (廃止措置対象 可を受け、全ての 施設に限る。)) 核燃料物質を廃止 の記録にあつて 措置対象施設から は毎週一回とす 搬出した発電用原 る。 子炉に係るものを 除く。) 、放射性 廃棄物の廃棄施設 等(一号炉、二号 炉、三号炉及び四 号炉に係るものを 除く。) の放射線 遮蔽物の側壁にお ける線量当量率</p>
<p>三の三十二第二</p>	<p>法第四十三条の (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略) (略)</p>

6 2 5 (略) 6 第一項の表第五号り及び又、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の	十 (略) (削る)	項の認可を受け た廃止措置計画 に記載された工 事の各工程の終 了の都度	(略)
	十一 (略)	(削る)	(削る)
	十二 法第四十三条の 三の二十九第一項に 規定する発電用原子 炉施設の安全性の向 上のための評価の結 果 十三 (略)	評価の都度	第六項に定 める期間

6 2 5 (略) 6 第一項の表第五号り及び又、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の	十 (略)	項の認可を受け た廃止措置計画 に記載された工 事の各工程の終 了の都度	(略)	
	十一 実用炉規則第七 十七条第一項の規定 による発電用原子炉 施設の定期的な評価 の結果 十二 (略) (新設)	評価の都度	第六項に定 める期間	(略)
	十三 (略)	(新設)	(新設)	(略)

確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第五条 (略)

(削る)

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。）は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び点検のための計画を定め、当該計画に従って、原則として毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一・二 (略)

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は原則として毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置

確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第五条 (略)

2 発電用原子炉設置者は、実用炉規則第七十七条第一項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない。

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた者を除く。）は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び点検のための計画を定め、当該計画に従って、原則として毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一・二 (略)

2 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は原則として毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置

対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第十二条 (略)

一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針(以下「保守管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十三第三項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設(当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。)の保守管理方針を定めること。

三 (略)

四 (略)

イ (略)

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度並びに時期(発電用原子炉施設(法第四十三条の三の三十三第二項

対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第十二条 (略)

一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針(以下「保守管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設(当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。)の保守管理方針を定めること。

三 (略)

四 (略)

イ (略)

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度並びに時期(発電用原子炉施設(法第四十三条の三の三十二第二項

の認可を受けたものを除く。)の運転中及び運転
停止中の区別を含む。)に関すること。

ハ〜ヘ (略)

五〜七 (略)

2 (略)

(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価

第十三条 (略)

2 (略)

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三
十二第二項の規定による認可を受けた場合における
当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合
延長する期間

二 (略)

3・4 (略)

5 前四項の規定は一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉
並びに法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け
た発電用原子炉については適用しない。

(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全
のための活動を行う体制の整備)

第十三条の四 法第四十三条の三の二十二第一項の規定
により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を
設置した工場又は事業所において、重大事故に至るお

の認可を受けたものを除く。)の運転中及び運転
停止中の区別を含む。)に関すること。

ハ〜ヘ (略)

五〜七 (略)

2 (略)

(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価

第十三条 (略)

2 (略)

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三
十一第二項の規定による認可を受けた場合における
当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合
延長する期間

二 (略)

3・4 (略)

5 前四項の規定は一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉
並びに法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け
た発電用原子炉については適用しない。

(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全
のための活動を行う体制の整備)

第十三条の四 法第四十三条の三の二十二第一項の規定
により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を
設置した工場又は事業所において、重大事故に至るお

それのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状態その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、その限りでない。

一〇七 （略）

（発電用原子炉施設の運転）

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一〇十一 （略）

（貯蔵）

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置

それのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状態その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、その限りでない。

一〇七 （略）

（発電用原子炉施設の運転）

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一〇十一 （略）

（貯蔵）

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置

した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

2
(略)

(施設定期検査の実施)

第三十五条 施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

2
5 (略)

(保安検査)

第四十条 保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2
(略)

した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

2
(略)

(施設定期検査の実施)

第三十五条 施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

2
5 (略)

(保安検査)

第四十条 保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2
(略)

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
 (平成二十五年原子力規制委員会規則第九号) (第二十九条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 「運転時の異常な過渡変化」とは、<u>通常運転時</u>に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であつて、当該状態が継続した場合には発電用原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。</p> <p>四〇十 (略)</p> <p>十一 「重大事故等対処施設」とは、重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するための機能を有</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 「運転時の異常な過渡変化」とは、<u>運転時</u>に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であつて、当該状態が継続した場合には発電用原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。</p> <p>四〇十 (略)</p> <p>十一 「重大事故等対処施設」とは、重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下「重大事故等」と総称する。)に対処するための機能を有する施設を</p>

する施設をいう。

十二〜十六 (略)

十七 「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の発電用原子炉施設に存在することをいう。

十八〜三十一 (略)

三十二 「二次冷却材」とは、一次冷却材の熱を熱交換器により取り出すための流体をいう。

三十三〜三十六 (略)

三十七 「原子炉格納容器バウンダリ」とは、発電用原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定される事象が発生した場合において、圧力障壁及び放射性物質の放出の障壁となる部分をいう。

三十八〜四十四 (略)

四十五 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、一次冷却材を内包するものであって、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に冷却材障壁を形成するものであり、かつ、それが破壊することにより一次冷却材漏えい事故となる部分をいう。

四十六 (略)

第二章 設計基準対象施設

いう。

十二〜十六 (略)

十七 「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質に基づく二以上の系統又は機器が同一の発電用原子炉施設に存在することをいう。

十八〜三十一 (略)

三十二 「二次冷却材」とは、一次冷却材の熱を熱交換器により取り出すための流体であって、蒸気タービンを駆動させることを主たる目的とする流体をいう。

三十三〜三十六 (略)

三十七 「原子炉格納容器バウンダリ」とは、発電用原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定される事象が発生した場合において、圧力障壁及び放射性物質の放出の障壁となる部分をいう。

三十八〜四十四 (略)

四十五 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、一次冷却材を内包するものであって、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に冷却材障壁を形成するものでそれが破壊することにより一次冷却材漏えい事故となる部分をいう。

四十六 (略)

第二章 設計基準対象施設

(設計基準対象施設の地盤)

第三条 (略)

2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 (略)

(地震による損傷の防止)

第四条 (略)

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 (略)

(津波による損傷の防止)

第五条 設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(設計基準対象施設の地盤)

第三条 (略)

2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれのない地盤に設けなければならない。

3 (略)

(地震による損傷の防止)

第四条 (略)

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれのないものでなければならない。

4 (略)

(津波による損傷の防止)

第五条 設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれのないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 (略)

2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。

3 (略)

(溢水による損傷の防止等)

第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。

2 (略)

(安全避難通路等)

第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一・二 (略)

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

(安全施設)

第十二条 (略)

2 3 4 (略)

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 (略)

2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。

3 (略)

(溢水による損傷の防止等)

第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内に溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。

2 (略)

(安全避難通路等)

第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一・二 (略)

三 事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

(安全施設)

第十二条 (略)

2 3 4 (略)

- 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。
- 6・7 (略)

(全交流動力電源喪失対策設備)
第十四条 (略)

- (炉心等)
第十五条 (略)

- 2 (略)
- 3 燃料体、減速材(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあつては、減速材を除く。)及び反射材(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)に限る。)並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならぬ。

- 4 発電用原子炉施設(ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。)の燃料体及び炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を

- 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器及び配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。
- 6・7 (略)

(全交流動力電源喪失時対策設備)
第十四条 (略)

- (炉心等)
第十五条 (略)

- 2 (略)
- 3 燃料体、減速材(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、減速材を除く。)及び反射材(ナトリウム冷却型高速炉に限る。)並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならぬ。

- 4 燃料体及び反射材(ナトリウム冷却型高速炉に限る。)並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、一次冷却系統及び二次冷却系統(二次冷却材が循環する回路をいう。))に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材若しくは二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動(三次冷却材を有する場合にあつては、三

受けないものでなければならない。

5 | ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統及び二次冷却系統（二次冷却材が循環する回路をいう。）に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。

6 | 7 | (略)

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

第十六条 (略)

2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。

一 (略)

二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を

次冷却材の循環、沸騰その他の三次冷却材の挙動を含む。）により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動（三次冷却材を有する場合にあつては、三次冷却材の挙動を含む。）により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。

(新設)

5 | 6 | (略)

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

第十六条 (略)

2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。

一 (略)

二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を

除く。)にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。

イ・ロ (略)

ハ 使用済燃料貯蔵槽(安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)から放射性物質を含む水(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあっては、液体とする。以下この項において同じ。()があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏れいした場合において水の漏えいを検知することができるものとする。

二 (略)

3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあっては、液位とする。以下この項において同じ。()及び水温(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあっては、液体の温度とする。以下この項において同じ。()並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。

4 (略)

(原子炉冷却材圧力バウンダリ等)

第十七条 発電用原子炉施設(ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。)には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器(安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。)を設けなければならない。

除く。)にあっては、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。

イ・ロ (略)

ハ 使用済燃料貯蔵槽(安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)から放射性物質を含む水(ナトリウム冷却型高速炉にあっては、液体。以下この項において同じ。)があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏れいした場合において水の漏えいを検知することができるものとする。

二 (略)

3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉にあっては、液位。以下この項において同じ。)及び水温(ナトリウム冷却型高速炉にあっては、液体の温度。以下この項において同じ。)並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。

4 (略)

(原子炉冷却材圧力バウンダリ等)

第十七条 発電用原子炉施設(ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。)には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器(安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。)を設けなければならない。

一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとする。

二、四 (略)

2 (略)

3 原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器の必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備を設けなければならない。

(残留熱を除去することができる設備)

第二十一条 (略)

2 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉容器内において発生した残留熱を除去することができる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

一 発電用原子炉を停止した場合及び一次冷却材又は二次冷却材が漏えいした場合において、炉心の健全性を維持するために監視することが必要なパラメータが設計値を超えないものとする。

二、四 (略)

(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)

第二十二条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところ

一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生じる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとする。

二、四 (略)

2 (略)

3 原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリの必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備を設けなければならない。

(残留熱を除去することができる設備)

第二十一条 (略)

2 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉容器内において発生した残留熱を除去することができる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

一 発電用原子炉を停止した場合及び一次冷却材等が漏えいした場合において、炉心の健全性を維持するために監視することが必要なパラメータが設計値を超えないものとする。

二、四 (略)

(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)

第二十二条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところ

により、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

一 原子炉圧力容器（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）にあつては、原子炉容器とする。）内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去することができるものとする。

二（略）

（計測制御系統施設）

第二十三条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

一 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバークラス等のバウンダリとする。）及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。

二（略）

（安全保護回路）

第二十四条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。）

により、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

一 原子炉圧力容器（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉容器）内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去することができるものとする。

二（略）

（計測制御系統施設）

第二十三条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

一 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバークラス等のバウンダリ）及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。

二（略）

（安全保護回路）

第二十四条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。）

下この条において同じ。)を設けなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとする。

二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとする。

三 安全保護回路を構成する機械器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとする。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとする。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとする。

下この条において同じ。)を設けなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものである。

二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものである。

三 安全保護回路を構成する機械器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものである。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものである。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものである。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものである。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとする。

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第二十五条 (略)

2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならぬ。

一 制御棒、液体制御材その他反応度を制御するものによる二以上の独立した系統(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)であつては、制御棒による二以上の独立した系統とする。

二 通常運転時の高温状態において、二以上の独立した系統がそれぞれ発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても反応度制御系統のうち少なくとも一つは、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第二十五条 (略)

2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならぬ。

一 制御棒、液体制御材その他反応度を制御するものによる二以上の独立した系統(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、制御棒による二以上の独立した系統)を有するものとする。

二 通常運転時の高温状態において、二以上の独立した系統がそれぞれ発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても反応度制御系統のうち少なくとも一つは、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。この場合において、ナトリウム冷却型高速炉を除き、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。

三 (略)

四 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時において、反応度制御系統のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界へ移行することができ、かつ、少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。

五 (略)

3 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）は、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリとする。）を破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）にあつては、原子炉容器とする。）内部構造物の損壊を起ささないものでなければならない。

4 (略)

(放射性廃棄物の処理施設)

第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常

三 (略)

四 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時において、反応度制御系統のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界へ移行することができ、かつ、少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、ナトリウム冷却型高速炉を除き、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。

五 (略)

3 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリ）を破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉容器）内部構造物の損壊を起ささないものでなければならない。

4 (略)

(放射性廃棄物の処理施設)

第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常

運転時において放射性廃棄物（研開炉規則第二条第二項
第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を
処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条
において同じ。）を設けなければならない。

一 （略）

二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては
、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄
物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状
の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものと
すること。

三 （略）

（放射性廃棄物の貯蔵施設）

第二十八条 工場等には、次に掲げるところにより、発電
用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する
施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければな
らない。

一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとする事。

二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるもの
にあつては、放射性廃棄物による汚染が広がらないも
のとする事。

（工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護）
第二十九条 （略）

運転時において放射性廃棄物（研開炉規則第二条第二項
第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を
処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下同じ。
）を設けなければならない。

一 （略）

二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては
、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄
物が漏えいすることを防止し、及び工場等の外へ液体
状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるもの
とすること。

三 （略）

（放射性廃棄物の貯蔵施設）

第二十八条 工場等には、次に掲げるところにより、発電
用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する
施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければな
らない。

一 放射性廃棄物が漏えいし難いものである事。

二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるもの
にあつては、放射性廃棄物による汚染が広がらないも
のである事。

（敷地周辺における直接ガンマ線等からの防護）
第二十九条 （略）

(原子炉格納施設)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁（安全施設に属するものに限る。次項、第五項及び第六項において同じ。）を設けなければならない。ただし、事故の収束に必要な系統の配管に隔離弁を設けることにより安全性を損なうおそれがあり、かつ、当該系統の配管により原子炉格納容器の隔離機能が失われない場合及び計測装置又は制御棒駆動装置に関連する配管であつて、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものについては、この限りでない。

4 主要な配管（事故の収束に必要な系統の配管を除く。）に設ける隔離弁は、設計基準事故時に隔離機能の確保が必要となる場合において、自動的、かつ、確実に閉止される機能を有するものでなければならない。

5 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、次に掲げるところにより隔離弁を設けなければならない。

一・二 (略)

三 原子炉格納容器を貫通し、貫通箇所の内側又は外側において閉じている配管にあつては、原子炉格納容器の外側に一個の隔離弁を設けるものとする。ただし、当該格納容器の外側に隔離弁を設けることが困難

(原子炉格納施設)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁（安全施設に属するものに限る。次項、第五項並びに第六項において同じ。）を設けなければならない。ただし、事故の収束に必要な系統の配管に隔離弁を設けることにより安全性を損なうおそれがあり、かつ、当該系統の配管により原子炉格納容器の隔離機能が失われない場合及び計測装置又は制御棒駆動装置に関連する配管であつて、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものについては、この限りでない。

4 主要な配管（事故の収束に必要な系統の配管を除く。）に設ける原子炉格納容器隔離弁は、設計基準事故時に隔離機能の確保が必要となる場合において、自動的、かつ、確実に閉止される機能を有するものでなければならない。

5 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、次に掲げるところにより隔離弁を設けなければならない。

一・二 (略)

三 原子炉格納容器を貫通し、貫通箇所の内側又は外側において閉じている配管にあつては原子炉格納容器の外側に一個の隔離弁を設けるものとする。ただし、当該格納容器の外側に隔離弁を設けることが困難で

である場合においては、原子炉格納容器の内側に一個の隔離弁を適切に設けることをもって、これに代えることができる。

四・五 (略)

6・7 (略)

(保安電源設備)

第三十三条 (略)

2・4 (略)

5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。

6・8 (略)

第三章 重大事故等対処施設

(重大事故等の拡大の防止等)

第三十七条 (略)

2 発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

3・4 (略)

(地震による損傷の防止)

ある場合においては、原子炉格納容器の内側に一個の隔離弁を適切に設けることをもって、これに代えることができる。

四・五 (略)

6・7 (略)

(保安電源設備)

第三十三条 (略)

2・4 (略)

5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。

6・8 (略)

第三章 重大事故等対処施設

(重大事故等の防止等)

第三十七条 (略)

2 発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等の外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

3・4 (略)

(地震による損傷の防止)

第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならぬ。

一 三 (略)

四 特定重大事故等対処施設 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

2 (略)

(特定重大事故等対処施設)

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

一 (略)

二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。

三 (略)

(重大事故等対処設備)

第四十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 (略)

二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならぬ。

一 三 (略)

四 特定重大事故等対処施設 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

2 (略)

(特定重大事故等対処施設)

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

一 (略)

二 原子炉格納容器破損を防止するために必要な設備を有するものであること。

三 (略)

(重大事故等対処設備)

第四十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 (略)

二 想定される重大事故等が発生した場合において、確実に操作できるものであること。

三〇六 (略)

2 (略)

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
一〇七 (略)

(緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)

第四十四条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリとする。及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)

第四十六条 発電用原子炉施設(ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。)には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損

三〇六 (略)

2 (略)

3 可搬型重大事故等対処設備は、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
一〇七 (略)

(緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)

第四十四条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリ)及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)

第四十六条 発電用原子炉施設(ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。)には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止す

を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）

第四十七条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）は、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバールガス等のバウンダリとする。）が低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。

（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備）

第四十八条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生じるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉格納容器内の冷却等のための設備）

第四十九条 （略）

2 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した

るため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）

第四十七条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバールガス等のバウンダリ）が低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。

（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備）

第四十八条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生じるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉格納容器の冷却等のための設備）

第四十九条 （略）

2 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した

場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）

第五十条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備）

第五十一条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。

（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）

第五十二条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納

場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）

第五十条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備）

第五十一条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、及び原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。

（原子炉格納容器の損傷を防止するための設備）

第五十二条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納

容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第五十四条 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあつては、液体とする。以下この条において同じ。)の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあつては、液位とする。以下この条において同じ。)が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第五十五条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。

容器の損傷を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第五十四条 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、液体。以下この条において同じ。)の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽内の水位(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、液位。以下この条において同じ。)が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水が漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第五十五条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。

。

（緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備）

第五十六条 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、炉心の冷却材の流量が低下し、かつ、発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。

（緊急時対策所）

第六十二条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。

- 一 一三 （略）

2 （略）

（通信連絡を行うために必要な設備）

第六十三条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

い。

（原子炉停止系統失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備）

第五十六条 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、炉心の冷却材の流量が低下し、かつ、原子炉停止系統が機能しない場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。

（緊急時対策所）

第六十二条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。

- 一 一三 （略）

2 （略）

（通信連絡を行うために必要な設備）

第六十三条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
 (平成二十五年六月二十八日 原子力規制委員会規則第十号) (第三十条関係) (傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 設計基準対象施設(第四条―第五十条)</p> <p>第三章 重大事故等対処施設(第五十一条―第七十八条)</p> <p>第四章 雑則(第七十九条―第八十二条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二章 設計基準対象施設</p> <p>(材料及び構造)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 設計基準対象施設(第四条―第五十条)</p> <p>第三章 重大事故等対処施設(第五十一条―第七十七条)</p> <p>第四章 雑則(第七十八条―第八十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二章 設計基準対象施設</p> <p>(材料及び構造)</p>

第十七条 設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに燃料体、減速材（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）にあつては、減速材を除く。）及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）に限る。）を支持する構造物のうち、発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要なもの（以下この条において「機器等」という。）の材料及び構造は、当該機器等がその設計上要求される強度を有するものでなければならない。

2
（略）

（流体振動等による損傷の防止）

第十八条 燃料体及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に係るものに限る。）並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない。

2
（略）

（炉心等）

第十七条 設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに燃料体、減速材（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、減速材を除く。）及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に限る。）を支持する構造物のうち、発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要なもの（以下この条において「機器等」という。）の材料及び構造は、当該機器等がその設計上要求される強度を有するものでなければならない。

2
（略）

（流体振動等による損傷の防止）

第十八条 燃料体及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に限る。）並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない。

2
（略）

（炉心等）

第二十二條 燃料体、減速材（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）に於ては、減速材を除く。）及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）に限る。）並びに炉心支持構造物の材料は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

2 3 4 (略)

(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)

第二十五條 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。

1 3 7 (略)

2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。

1 3 3 (略)

四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）に於ては、貯蔵槽とする。以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。

イ 放射性物質を含む水（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）に於ては、液体とする。）があふれ、又は漏れない構造であること。

第二十二條 燃料体、減速材（ナトリウム冷却型高速炉に於ては、減速材を除く。）及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に限る。）並びに炉心支持構造物の材料は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

2 3 4 (略)

(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)

第二十五條 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。

1 3 7 (略)

2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。

1 3 3 (略)

四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽（ナトリウム冷却型高速炉に於ては、貯蔵槽。以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。

イ 放射性物質を含む水（ナトリウム冷却型高速炉に於ては、液体）があふれ、又は漏れない構造であること。

ロ 使用済燃料その他高放射性の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、遮蔽するために必要な水及び遮蔽とすること。）があること。

ハ・ニ (略)

五〇七 (略)

(一次冷却材処理装置)

第二十八条 放射性物質を含む一次冷却材（第三十二条第一項第三号及び第二項第四号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において一次冷却系統外に排出する場合は、これを安全に処理する装置を施設しなければならない。

(逆止め弁)

第二十九条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備（排気筒並びに第三十九条及び第四十二条に規定するものを除く。第四十六条において同じ。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

(計測装置)

ロ 使用済燃料その他高放射性の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、遮蔽するために必要な水及び遮蔽とすること。）があること。

ハ・ニ (略)

五〇七 (略)

(一次冷却材処理装置)

第二十八条 放射性物質を含む一次冷却材（第三十二条第一項第四号及び第二項第四号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において一次冷却系統外に排出する場合は、これを安全に処理する装置を施設しなければならない。

(逆止め弁)

第二十九条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備（排気筒並びに第三十九条及び第四十二条に規定するものを除く。第四十七条において同じ。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

(計測装置)

第三十三条 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって、これに代えることができる。

一～四 (略)

五 原子炉圧力容器内の水位

六・七 (略)

(削る)

八～十四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十一号から第十三号まで及び第二項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十一号及び第二項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあつては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならぬ。

5 第一項第一号及び第三号から第十四号まで並びに第二項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならぬ。

第三十三条 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって、これに代えることができる。

一～四 (略)

五 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位

六・七 (略)

八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度

九～十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十二号から第十四号まで及び第二項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号及び第二項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあつては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならぬ。

5 第一項第一号及び第三号から第十五号まで並びに第二項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならぬ。

。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。

（反応度制御系統及び原子炉停止系統） 第三十五条（略）

2 反応度制御系統は、二つ以上の独立した制御棒、液体制御材その他の反応度を制御する系統（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）であつては、制御棒による二つ以上の独立した系統とする。）を有するものであり、かつ、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならない。

3（略）

4 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）であつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバークラス等のバウンダリとする。）を破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）にあ

。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。

（反応度制御系統及び原子炉停止系統） 第三十五条（略）

2 反応度制御系統は、二つ以上の独立した制御棒、液体制御材その他の反応度を制御する系統（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、制御棒による二つ以上の独立した系統）を有するものであり、かつ、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならない。

3（略）

4 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバークラス等のバウンダリ）を破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉容器内部構造物

つては、原子炉容器内部構造物とする。)の損壊を起こさないものでなければならない。

5 (略)

(制御材駆動装置)

第三十六条 制御材を駆動する装置は、次に定めるところにより施設しなければならない。

一 三 (略)

四 制御棒を駆動する装置にあつては、制御棒の挿入その他の衝撃により制御棒、燃料体、反射材(ナトリウム冷却型高速炉に係るものに限る。)その他の炉心を構成するものを損壊しないものであること。

(原子炉制御室等)

第三十七条 (略)

2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備(ナトリウム冷却型高速炉に係るものは除く。)その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、発電用原子炉及び一次冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置(第四十六条第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。

)の損壊を起こさないものでなければならない。

5 (略)

(制御材駆動装置)

第三十六条 制御材を駆動する装置は、次に定めるところにより施設しなければならない。

一 三 (略)

四 制御棒を駆動する装置にあつては、制御棒の挿入その他の衝撃により制御棒、燃料体、反射材(ナトリウム冷却型高速炉に限る。)その他の炉心を構成するものを損壊しないものであること。

(原子炉制御室等)

第三十七条 (略)

2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備(ナトリウム冷却型高速炉は除く。)その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、発電用原子炉及び一次冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置(第四十六条第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。

ならない。

3 3 6 (略)

(廃棄物処理設備等)

第三十八条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、次条及び第四十二条に規定するものを除く。）を施設しなければならぬ。

一 四 (略)

五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウナダリ（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては原子炉冷却材バウナダリ及び原子炉カバーガス等のバウナダリとする。）内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。

六 (略)

2 3 (略)

(警報装置等)

第四十六条 発電用原子炉施設には、その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、第三

3 3 6 (略)

(廃棄物処理設備等)

第三十八条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、第四十二条及び次条に規定するものを除く。）を施設しなければならぬ。

一 四 (略)

五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウナダリ（ナトリウム冷却型高速炉にあつては原子炉冷却材バウナダリ及び原子炉カバーガス等のバウナダリ）内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。

六 (略)

2 3 (略)

(警報装置等)

第四十六条 発電用原子炉施設には、その機械若しくは器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、

十三条第一項第八号又は第二項第九号の放射性物質の濃度若しくは同条第一項第十一号及び第十二号若しくは第二項第十二号及び第十三号の線量当量率が著しく上昇した場合又は流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液体の温度とする。以下この項において同じ。）の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液位とする。以下この項において同じ。）の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。

3 5 (略)

(準用)

第五十条 (略)

2 (略)

3 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二十五条から第二十九条までの規定は、設計基準対象施設に

第三十三条第一項第九号若しくは第二項第九号の放射性物質の濃度若しくは同条第一項第十二号及び第十三号若しくは第二項第十二号及び第十三号の線量当量率が著しく上昇した場合又は流体状の放射性廃棄物を処理し、若しくは貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、液体の温度。以下この項において同じ。）の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、液位。以下この項において同じ。）の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。

3 5 (略)

(準用)

第五十条 (略)

2 (略)

3 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二十五条及び第二十六条から第二十九条までの規定は、設計

施設する内燃機関について準用する。

4 (略)

第三章 重大事故等対処施設

(緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)

第五十八条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、冷却材バウンダリ(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリとする。)及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を施設しなければならない。

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第六十八条 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあつては、液体とする。以下この条において同じ。)その他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料(

基準対象施設に施設する内燃機関について準用する。

4 (略)

第三章 重大事故等対処施設

(緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)

第五十八条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、冷却材バウンダリ(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリとする。)及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を施設しなければならない。

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第六十八条 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、液体)の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料(以下「貯蔵槽内燃料体等」という。

以下「貯蔵槽内燃料体等」という。)を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)に於ては、液位とする。)が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

(緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

第七十条 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、炉心の原子炉冷却材の流量が低下し、かつ、発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(準用)

第七十八条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第十九条から第二十三条までの規定は、重大事故等対処施設に施設するガスタービンについて、同令第二十五条から第二十九条までの規定は、重大事故等対処施設に

()を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水(ナトリウム冷却型高速炉に於ては、液体。)の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉に於ては、液位。)が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

(原子炉停止系統失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

第七十条 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、炉心の原子炉冷却材の流量が低下し、かつ、原子炉停止系統が機能しない場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(新設)

施設する内燃機関について準用する。

- 2 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する電気設備について準用する。

第四章 雑則

第七十九条・第八十条 (略)

(フレキシブルディスクの記録方式)

第八十一条 第七十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 三 (略)

- 2 第七十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X 〇二〇一及び X 〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格 X 〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第八十二条 第七十九条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二一又は X 六二二三に規定するラベル

第四章 雑則

第七十八条・第七十九条 (略)

(フレキシブルディスクの記録方式)

第八十条 第七十八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。

一 三 (略)

- 2 第七十八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X 〇二〇一及び X 〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格 X 〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてなければならない。

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第八十一条 第七十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二一又は X 六二二三に規定するラベル

領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならぬ。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

別記様式（第七十九条関係）
（略）

領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならぬ。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

別記様式（第七十八条関係）
（略）